

## 令和4年度第10回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和5年1月10日(火)午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室

3. 出席委員数 (17名)※現に在任する委員数は18名

出席者 (会長) 吉田 陽一

(代理) 戸部 秀悦

(委員)

1番 鈴木 和俊

2番 伊藤 淑榮

3番 三浦 栄子

4番

5番

6番 佐藤 洋介

7番 清水 司

8番 高橋 郁雄

9番 鈴木 誠孝

10番 目黒 千衣子

11番 三浦 富美男

12番 山本 義則

13番 佐藤 正樹

14番 中田 正一

15番 武田 一雄

16番 加藤 和洋

17番 鈴木 孫城

4. 欠席委員 ( 1 名) 4番 鈴木 豊則 委員

5. 農業委員会業務報告(12月分)

6. 報告事項

報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 32 号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第 33 号 男鹿農業振興地域整備計画の変更(案)の諮問に対し審議を求めることについて

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 船 木 聖 徳

副事務局長 佐 藤 秀 樹

局長補佐 鈴 木 俊 市

10. 会議の概要

事務局長

ただ今から、令和4年度第10回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が3件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会長

新年あけましておめでとうございます。令和5年最初の定例総会にご出席いただきありがとうございます。

昨年中は、耕作面積が多い農家の方々の高齢化等による規模縮小や、病気等の理由により離農を余儀なくされた方々があり、その担い手探しに奔走された委員におかれましては、ご難儀をおかけしました。

また、昨年から継続して新型コロナウイルスの感染が収まりを見せず、引き続き厳しい状況が続いておりますが、今年こそ早期の収束を願っております。

本日の審議をよろしくをお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

事務局長

次に、総会の定足数についてであります。

本日は、4番 鈴木豊則委員から欠席の届がありました。現に在任する委員数18名中17名で総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

一 同

議長一任。

議 長

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、12 番 山本義則委員、13 番 佐藤正樹委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたします。

事務局

それでは、12月分の農業委員会業務報告を議題といたします。  
事務局から報告をお願いいたします。

議 長

12月分の農業委員会業務について報告いたします。  
(別紙により報告)  
以上で終わります。

ただいまの報告について、何か質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

次に、報告第13号を事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第13号、農地法第18条の規定による合意解約通知について報告いたします。

## 事務局

解約件数は、9件であります。

申請番号 1、土地の所在地は船越字杉山○番他 9 筆、計 10 筆、田 10,416 m<sup>2</sup>、借受人は船越字サッピのA、貸出人は船越字那場掛のB、解約理由は、借人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 12 月 19 日となっております。

申請番号 2、土地の所在地は角間崎字福田○番他1筆、計 2 筆、田 1,453 m<sup>2</sup>、借受人は角間崎字家ノ下のC、貸出人は秋田市のD、解約理由は、借人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 12 月 5 日となっております。

申請番号 3、土地の所在地は福川字上谷地○番 1 筆、田 2,444 m<sup>2</sup>、借受人は福川上下タ谷地のE、貸出人は福川上下タ谷地のF、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 12 月 12 日となっております。

事務局

申請番号 4、土地の所在地は小堤下千間〇番他 4 筆、田 計 5,139 m<sup>2</sup>、借受人は払戸字渡部の G、貸出人は秋田市の H、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 12 月 12 日となっております。

申請番号 5、土地の所在地は払戸字渡部〇番他 6 筆、田 計 6,049 m<sup>2</sup>、借受人は払戸字鳥井長根の I、貸出人は秋田市の J、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 12 月 16 日となっております。

申請番号 6、土地の所在地は払戸字小堤下千間〇番他 8 筆、田 計 8,706 m<sup>2</sup>、借受人は払戸字渡部の K、貸出人は払戸字渡部の L、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 12 月 16 日となっております。

申請番号 7、土地の所在地は払戸字大谷地〇番他 5 筆、田 計 1,944 m<sup>2</sup>、借受人は払戸字鳥井長根の M、貸出人は払戸字渡部の N、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 12 月 16 日となっております。

事務局

申請番号 8、土地の所在地は払戸字小堤下千間〇番他 1 筆、田 計 9,311 m<sup>2</sup>、借受人は払戸字渡部の O、貸出人は払戸字六ツ小屋の P、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 12 月 16 日となっております。

申請番号 9、土地の所在地は鵜木字角間境〇番他 11 筆、田 計 10,341 m<sup>2</sup>、借受人は本内字屋布下の Q、貸出人は神奈川県 of R、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 11 月 14 日となっております。

以上、9 件の合意解約通知の報告を終わります。

議長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは議事案件に入ります。

議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。今回は、所有権移転が1件です。

申請番号 1、所有権移転で土地の所在地は野石字萩ノ森〇番他 1 筆、畑 980 m<sup>2</sup>、譲受人は能代市の A、譲渡人は払戸字横長根の B です。

以上 1 件の農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議 長

議案第 31 号について、何か質問等ございませんか。

16 番

畑で何を栽培する予定なのか。

事務局

譲受人は既に周辺農地を借用しネギの栽培を行っているが、当該農地は加工場に利用したいとのことであった。

16 番

農地転用を検討しているのか。

事務局

加工施設の建設に関しては今後検討していくとのことであったが、とりあえずはそのまま使用するとのことであった。

議 長

他に何かありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第 32 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 32 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

今回は、所有権移転が 6 件、貸借権設定が 27 件であります。

始めに所有権移転の説明をいたします。

申請番号 1、土地の所在地は船越字草根〇番、計 12 筆、田 26,204 m<sup>2</sup>、譲受人は払戸字川向のA、譲渡人は払戸字小深見のB、対価は 10a 当り 172,000 円となっております。

申請番号 2、土地の所在地は払戸字大樋○番 1 筆、田 1,034 m<sup>2</sup>、譲受人は払戸字川向のC、譲渡人は払戸字小深見のD、対価は 10a当り 370,000 円となっております。

申請番号 3、土地の所在地は船越字草根○番他 3 筆、計 4 筆、田 4,259 m<sup>2</sup>、譲受人は払戸字渡部のE、譲渡人は潟上市天王のF、対価は 10a当り 234,800 円となっております。

申請番号 4、土地の所在地は鵜木字角間境○番他 11 筆、計 12 筆、田 10,341 m<sup>2</sup>、譲受人は船越字内子のG、譲渡人は神奈川県 of H、対価は 10a当り 280,000 円となっております。

事務局

申請番号 5、土地の所在地は角間崎字家ノ下○番計 1 筆、田 170 m<sup>2</sup>、譲受人は角間崎のI、譲渡人は東京都のJ、対価は 10a当り 450,000 円となっております。

申請番号 6、土地の所在地は船越字杉山〇番他 9 筆、計 10 筆、田 10,416 m<sup>2</sup>、譲受人は船越字杉山のK、譲渡人は船越字那場掛のL、対価は 10a 当り 300,000 円となっております。

以上で所有権移転の説明を終わります。

議 長

所有権移転について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

引続き貸借権設定の審議に入りますが、議事参与案件等がありますので申請番号7からを先議いたします。

農業委員会法第 31 条の規定により 12 番山本義則委員は退席してください。

暫時休憩いたします。

(12 番山本義則委員退席)

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号7の利用権設定を受ける者は、北浦北浦字北浦の M、利用権設定する者は北浦湯本字高田の N、貸付地は北浦湯本字大谷地〇番他 1 筆、計 2 筆、田 9,623 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 6 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

以上で説明を終わります。

申請番号7について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、承認いたします。

議 長

暫時休憩いたします。

(12 番山本義則委員着席)

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号8の利用権設定を受ける者は、福川字起上ケの O、利用権設定する者は福川字起上ケの P、貸付地は福川字上下谷地○番他 2 筆、計 3 筆、田 8,075 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1.3 俵であります。

申請番号9の利用権設定を受ける者は、福川字上谷地の Q、利用権設定する者は福川字起上ケの R、貸付地は福川字上谷地○番他 1 筆、田 2,444 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1.25 俵であります。

議 長

申請番号 10 の利用権設定を受ける者は、男鹿中山町字深田の S、利用権設定する者は男鹿中山町字アミダ沢の T、貸付地は船川港比詰字大沢○番他 5 筆、計 6 筆、田 10,850 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 6 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 11 の利用権設定を受ける者は、鵜木字道村の U、利用権設定する者は鵜木字松木境の V、貸付地は鵜木字道村新田○番他 1 筆、田 10,200 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 20,000 円であります。

申請番号 12 の利用権設定を受ける者は、野石字宮沢の W、利用権設定する者は野石字玉ノ池の X、貸付地は野石字柳原新田○番他 1 筆、田 970 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

事務局

## 事務局

申請番号 13 の利用権設定を受ける者は、払戸字鳥井長根の Y、利用権設定する者は払戸字六ツ小屋の Z、貸付地は払戸字小堤下千間〇番他 13 筆、計 14 筆、田 19,373 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 14 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部の A'、利用権設定する者は払戸字渡部の B'、貸付地は払戸字渡部〇番他 1 筆、計 2 筆、田 1,001 m<sup>2</sup>、畑 1,009 円、新規、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 1 年間、賃借料は 10a 当り 15,000 円であります。

申請番号 15 から 16 は同じ請け人ですので一括して説明します。

利用権設定を受ける者は、払戸字鳥井長根の C'、利用権設定する者は払戸字渡部の D' 他 1 名、貸付地は払戸字尻深一番谷地〇番他 18 筆、計 19 筆、田 15,487 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

事務局

申請番号 17 から 18 は同じ請け人ですので、一括して説明します。

利用権設定を受ける者は、払戸字渡部の E'、利用権設定する者は払戸字鳥井長根の F' 他 1 名、貸付地は払戸字小堤下千間〇番他 13 筆、計 14 筆、田 14,302 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 1 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 19 から 20 は同じ請け人ですので、一括して説明します。

利用権設定を受ける者は、脇本字脇本の G'、利用権設定する者は脇本字百川の H' 他 1 名、貸付地は脇本脇本字名不知〇番他 8 筆、計 9 筆、田 5,608 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り申請番号 19 号が米 1 俵、申請番号 20 号が米 0.9 俵であります。

申請番号 21 の利用権設定を受ける者は、脇本百川の I'、利用権設定する者は宮城県の J'、貸付地は脇本百川字矢口〇番他 1 筆、田 1,031 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

## 事務局

申請番号 22 の利用権設定を受ける者は、松木沢字堂ノ前本内境の K'、利用権設定する者は松木沢字松木の L'、貸付地は松木沢字松木新田○番他 1 筆、田 4,931 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 23 の利用権設定を受ける者は、福米沢字福米の M'、利用権設定する者は福米沢字福米の N'、貸付地は福米沢字福米沢新田○番他 2 筆、計 3 筆、田 14,267 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 15,000 円であります。

申請番号 24 の利用権設定を受ける者は、男鹿中滝川字杉下の O'、利用権設定する者は潟上市の P'、貸付地は男鹿中滝川字坂ノ下○番他 5 筆、計 6 筆、田 13,197 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 8,000 円であります。

## 事務局

申請番号 25 の利用権設定を受ける者は、払戸字川向の Q'、利用権設定する者は払戸字小深見の R'、貸付地は払戸字白城○番他 10 筆、計 11 筆、田 14,341 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 26 の利用権設定を受ける者は、脇本脇本字脇本の S'、利用権設定する者は脇本脇本字脇本の T'、貸付地は脇本脇本字尼池○番 1 筆、田 1,421 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 27 の利用権設定を受ける者は、払戸字横長根の U'、利用権設定する者は秋田市の V'、貸付地は払戸字横長根○番他 21 筆、計 22 筆、田 33,047 m<sup>2</sup>、畑 1,388 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1.3 俵であります。

## 事務局

申請番号 28 の利用権設定を受ける者は、払戸字小深見の W'、利用権設定する者は払戸字小深見の X'、貸付地は払戸字大樋○番他 18 筆、計 19 筆、田 16,300 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 29 の利用権設定を受ける者は、福米沢字孫八の Y'、利用権設定する者は福米沢字土花の Z'、貸付地は福米沢字相ノ沢○番他 10 筆、計 11 筆、田 10,945 m<sup>2</sup>、畑 1,479 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 6 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 30 の利用権設定を受ける者は、脇本富永字小谷地の A''、利用権設定する者は脇本田谷沢字立木沢の B''、貸付地は脇本田谷沢字大沢○番他 13、計 14 筆、田 20,310 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 6 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

## 事務局

申請番号 31 の利用権設定を受ける者は、脇本樽沢字岡谷地の E'、利用権設定する者は脇本樽沢字立石の F'、貸付地は脇本樽沢字岡谷地○番他 39 筆、計 40 筆、田 29,217 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 1 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 32 の利用権設定を受ける者は、払戸字小深見の G'、利用権設定する者は船越字寺後の H'、貸付地は船越字草根○番他 19 筆、計 20 筆、田 18,992 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 20,000 円であります。

申請番号 33 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部の I'、利用権設定する者は払戸字渡部の J'、貸付地は払戸字尻深一番谷地○番他 11 筆、計 12 筆、田 11,373 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

事務局

以上で説明を終わります。

議長

申請番号 8 から 33 について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、承認いたします。

次に議案第 33 号農業振興地域整備計画の変更(案)の諮問に対し審議を  
求めることについて議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

農用地利用計画の変更箇所は、北浦野村字中谷地○番地 1 筆、田 173 m<sup>2</sup>、  
申請理由は、基盤整備事業の実施予定区域であるため農用地区域へ編入す

事務局

るものです。変更要件適合の状況は、当該農地は基盤整備事業の実施予定区域であり、法第 10 条第 3 項第 2 号に該当する農地である。となっております。

議 長

議案第 33 号について、何か質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、承認いたします。

他にありませんか。

ないようですので、以上をもちまして、令和 4 年度第 10 回男鹿市農業委員会定例総会を閉会いたします。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和5年1月10日

男鹿市農業委員会

議	長	吉	田	陽	一		
署	名	委	員	山	本	義	則
署	名	委	員	佐	藤	正	樹
書	記	鈴	木	俊	市		